

# 三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和4年1月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会1月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

## 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名）  
欠席者 2名

### 【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	－	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

### 【農地利用最適化推進委員】

3番	臼杵 寛壽	○	13番	小野 茂樹	○	24番	大平 三雪	－
34番	小野 賢一	○	42番	西宇 真一	○	54番	安藤 健二	○
62番	岡崎 清和	○						

## 2. 署名委員

11番 大西 弘  
16番 田井 三代子

## 3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚  
事務局次長 岡崎 英司  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

## 4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

## 5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)  
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 6号 競売買受適格証明願 (耕作目的) の件について  
議案第 7号 非農地通知の件について  
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会1月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様こんにちは。お忙しい中のご出席、ありがとうございます。明日から、まん延防止等重点措置の区域に指定される予定です。本市の選挙も始まりますが、色々と行動制限がかかる事となるでしょう。また、学校や職場等でコロナが身近に押し寄せて来て、自宅待機を余儀なくされる方も増えています。周囲に迷惑をかけないように、自分自身は注意をしていきたいと思っています。本日の議案はそんなに多くはありませんが、皆様のご協力でスムーズに会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご報告申し上げます。また推進委員さんも意見を述べても結構です。ご出席ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。13番 新延 健 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

また本日ご出席いただいております推進委員さんにつきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えがありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上、議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会1月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号11番 大西 弘 委員、議席番号16番 田井 三代子 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号13号の13件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号5号の5件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号16号を朗読 〕

以上16件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

- 4 番 番号1号について説明します。譲渡人は市外の人で、家から農地が遠く管理困難なため、近くの人に耕作を依頼していました。買ってくれる人を探していたところ、規模を拡大したいと考えていた譲受人と話しが合い、売買が成立しました。キャベツを栽培するとのこと。周辺農地にも問題はあります。ご審議よろしくお願いたします。
- 6 番 番号2号について説明します。譲渡人は高齢で耕作が困難になってきたため、買ってくれる人を探していました。譲受人は定年退職ということもあり、畑を拡大したいと思っていました。現在も畑としてきちんと管理されており、周辺地域にも問題はあります。ご審議よろしくお願いたします。
- 8 番 番号3号について説明します。譲渡人は県外に住んでおり、農地を処分したいとっていて、管理も不十分出来ていない状況でした。譲受人が水稻を作付けしたいと考えており、売買に至りました。農地として利用されますので、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。
- 続きまして番号4号と番号5号について説明します。譲受人は同じ人です。譲受人は農地を広げて一つにしたいと思っていました。売買を依頼したところ、番号4号の譲渡人は県外の人で、相続により譲り受けたものであり、管理は地元で依頼してました。番号5号の譲渡人は非農家であり、管理については、地元の人に依頼してました。農地を手放すことで管理の必要なくなるため、番号4号と番号5号の譲渡人との売買が成立しました。水稻を作付けする予定です。周辺には影響はありません。何の問題もありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 10 番 番号6号について説明します。譲渡人が譲受人に売買の話をしたところ、譲受人の隣接地であるということで、売買が成立しました。譲受人は、ハウスでミニトマトやアスパラを、路地でジャガイモやサツマイモを栽培しています。イモ類を作付け予定です。管理も行き届いており、周辺農地にも影響はありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 11 番 番号7号と番号8号と番号9号について説明します。譲受人は全て同じ人です。何年も管理が十分にされていませんでしたが、まとまった土地が必要ということで、売買が成立しました。現在は整地されて、栗を植えています。何の問題もありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 3 番 番号10号について説明します。譲渡人は県外に住んでおり、譲受人が空き家バンクを通じて、家と土地を購入してました。譲受人はもっと農業に専任していきたいそうです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。
- 続きまして番号11号と番号12号について説明します。番号11号と12号の譲渡人は親族です。高齢化のため、買ってくれる人を探していたところ、近隣の譲受人が引き受けてくれることになりました。譲受人は水稻を栽培しており、周辺地域にも影響はありません。何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

- 事務局 担当者が欠席のため、事務局が番号13号について説明します。譲渡人は会社勤めで、親から農地を相続しました。譲受人はトマト・里芋・玉ねぎを栽培しており、今回、柿を植えるための土地を探してました。自宅の隣接地でもあり、管理にも問題はあります。ご審議よろしくお願いたします。
- 14 番 番号14号について説明します。譲渡人は市外在住のため、管理のみを行ってました。譲受人が譲渡人に畑を貸してほしいとお願したところ、それならば購入してほしいとの申し出があり、売買の話が成立しました。野菜等を栽培予定です。譲受人は農地もきちんと管理しており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。
- 続きまして番号15号について説明します。譲受人は、売ってほしいと以前から譲渡人にお願してました。譲渡人も高齢になり、後継者もないことから今回、売ることになり、売買が成立しました。野菜を栽培予定です。農地の管理もきちんとしており、何の問題もありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 19 番 番号16号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人が高齢になり、生前贈与の方が子どもにとって負担が少ないと考えて、今回の話にいたりました。畑は現状のまま続けるとのこと。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
- 一同 [ なしの声あり ]
- 議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号16号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
- 一同 [ 異議なしの声あり ]
- 議長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号16号の16件につきましては、許可することと決定ます。次に進ませていただきます。12ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
- [ 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 ]
- なお、農地区分につきましては、全て第2種農地であります。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お

願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員からの説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第5号 番号1号から番号8号を朗読 ]

農地区分につきましては、全て第2種農地であります。以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明いたします。譲渡人は市外に住んでおり、管理が十分に出来ていませんでした。譲受人は規模拡大のため事務所を探しており契約にいたりました。ご審議よろしく願ひいたします。

11 番 番号2号について説明いたします。ここは30年位前まではみかんを作っていました、それ以降は放置され、竹や木が生えています。借人は農地造成し、土地活用したいと思っています。水利組合や周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われまます。ご審議よろしく願ひいたします。

事 務 局 担当委員が欠席のため、事務局が番号3号について説明いたします。譲受人は土木建設業を営んでおり、現在借りている資材置場を返すことと、現在の資材置場が狭くなってきたので代替地を探していました。宅地造成が進んでいる場所で、水利組合等も問題ありません。ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第6号「競売買受適格証明願（耕作目的）の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「競売買受適格証明願（耕作目的）の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第6号 番号1号を朗読 ]

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

15 番 番号1号について説明いたします。倒産のため、競売にかけられた農地です。現在、荒れて竹林になっていますが、譲受人は整地して、果樹栽培をしたいと耕作意欲も充分あり、水利組合等にも許可を得ております。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第6号「競売買受適格証明願（耕作目的）の件について」は、申請者を当該競売における買受適格者として、証明することにご異議ありませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「競売買受適格証明願の件について」の案件1件につきましては、申出人を買受適格者として証明することを許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第7号 番号1号、番号2号を朗読 ]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号1号について説明します。現地確認の結果、中にも入れないくらい山林化していますので、非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

番号2号について説明します。タケノコが一部生えていたようですが、現在は、放置状態で荒地化しています。非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問ございませんか

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号、番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号、番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の19ページから55ページまでです。(公財)香川県農地機構による売買3件、管理者から耕作者の貸付は50件、農地中間管理事業による一括方式での貸付に関して17件、合計70件となっております。

以上、所有権移転並びに利用権の設定70件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおい

て耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事す

るということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は70件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[ その他の件の顛末は、次頁のとおり ]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
3. その他

(1) 2月定例総会について

日 時 令和4年2月21日（月）午後1時30分  
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
2月7日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町：新延 健	豊中町：田井三代子
		詫間町：石原 剛	仁尾町：吉田 由紀

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

(3) 配布物

- ・「農政情報 No.377 12月号」
- ・「普及センターだより 第170号」

(4) 農林水産統計について

閉 会 【 午後 3時30分 】